

安全対策情報  
(非常事態宣言の発出に伴う注意喚起)

平成30年3月6日  
在スリランカ日本国大使館

【ポイント】6日、スリランカ政府は仏教徒とイスラム教徒の衝突を受け、暴力の拡大を抑えるために非常事態を宣言しました。最新の情報を入手して騒擾事件等不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。

【本文】

1 2月末、スリランカ東部州アンパーラにおいてシンハラ人の仏教徒とイスラム教徒が衝突し、少なくとも5人が負傷する事件が発生したほか、3月5日にはスリランカ中部のキャンディ地区で仏教徒とイスラム教徒が衝突するなど、スリランカにおいて仏教徒とイスラム教徒の間で緊張が高まっています。

2 これら仏教徒とイスラム教徒間の衝突を受け、スリランカ政府は6日、宗教間の暴動が国内の他の地域へ拡大することを阻止し、暴力の拡大を抑えるために非常事態を宣言しました。

また、スリランカ政府報道官によれば、暴力を扇動するソーシャルメディアへの書き込みに対して厳正に対処するとされています。

3 非常事態宣言にあたって、これまでのところ外出禁止令が発出されている一部地域以外では、日常生活に大きな影響はない見込みですが、公権力による逮捕状なしの逮捕・拘留が可能となるなど行動が制限される可能性があります。

4 つきましては、スリランカにお住まいの皆様並びに旅行者の皆様におかれましては、次の事項等に注意を払い、不測の事態、無用なトラブルに巻き込まれないよう心がけて下さい。

(1) テレビ、ラジオや新聞等の報道に注意を払い、最新の情報の入手に努めてください。

(2) 政治集会やデモ等には近づかないようにしてください。

(3) 公共の場、公園、ショッピング・モールなど不特定多数の人が集まる場所では常に周囲の状況に注意を払ってください。

(4) 予期せず暴動・騒擾事件等に遭遇した場合には、速やかに、かつ落ち着いてその場から立ち去るようにしてください。また、路上の交通警察官の指示に従ってください。

(5) 所属会社・団体や本邦緊急連絡先との間の緊急連絡手段を再確認してください(携帯電話のみならず、Facebook や WhatsApp 等のSNSを通じた連絡手段も有用です)。

5 なお、何らかの邦人被害情報等に接した場合には、当大使館に連絡してください。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

以上